

# 令和6年度就学援助制度のお知らせ

水戸市では、経済的な理由により、市内の国公立小・中・義務教育学校に在学するお子さんに教育を受けさせることが困難な保護者に対して、学校教育で必要な費用の一部を援助しております。

## 1 就学援助の対象となる方

水戸市内に所在する国公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学するお子さんの保護者で、生活保護を受けている方(要保護者)又は以下の基準に該当する方(準要保護者)が対象です。ただし、国立・県立については、市内に住所を有する方に限ります。

### ◆ 準要保護者の認定基準 下記①、②の両方に該当する方

- ① 水戸市が定める認定基準の第1項に該当し、経済的に困窮していることが認められること。  
(例:生活保護の停止又は廃止, 市民税の非課税又は減免, 児童扶養手当を受給している 等)
- ② 前年の収入額(給与収入, 自営所得, 老齢年金その他の課税収入額)が、生活保護基準の1.5倍未満であること。  
なお、家計の急変等、特別な事情により、②に準ずると認める場合があります。

※ 同居している方(住民登録が別世帯の方も含む。)全員及び生計同一の別居家族(単身赴任等)の全ての収入額で判定します。

《参考:認定となる収入額の目安》

世帯構成	持ち家の場合	借家(家賃月額5万円)の場合
2人(母, 小学生)	約 224 万円	約 299 万円
3人(父, 母, 小学生)	約 278 万円	約 360 万円
4人(父, 母, 小学生2人)	約 333 万円	約 416 万円
5人(祖母, 父, 母, 小学生2人)	約 354 万円	約 437 万円

※ あくまで目安であり、実際は、世帯の人数、年齢、家賃額等により異なります。

★認定基準等の詳細は、水戸市ホームページに掲載しています。→  
(紙媒体のものを御希望の場合、裏面「6 お問い合わせ先」に御相談ください。)



## 2 就学援助費の内容 ※認定月により、満額支給とならない場合があります。

援助費の種類	年間支給額 (令和6年4月現在)				支給対象	
	小学校 (円)		中学校 (円)		要保護	準要保護
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2～3学年		
学用品・通学用品費	11,630	13,900	22,730	25,000	○	○
新入学学用品費	54,060	-	63,000	-	○	○
学校給食費(注1)	実費 (月額4,300円を限度とする。)		実費 (月額4,500円を限度とする。)		○	○
通学費 ※指定校に通学の場合に限る。	4キロ以上 実費		6キロ以上 実費		○	○
校外活動費	各学校長の作成する決算書により算出した額 (市立学校以外の修学旅行費は、小学校22,000円、中学校80,000円を限度とする。)				○	○
宿泊学習費					○	○
修学旅行費					○	○
医療費(注2)	虫歯、中耳炎、結膜炎等学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用				○	○
クラブ活動費	実費 限度額2,760(該当学年)		実費 限度額30,150(該当学年)		○	○
生徒会費	実費 限度額4,650		実費 限度額5,550		○	○
PTA会費	実費 限度額3,450		実費 限度額4,260		○	○
卒業アルバム代等	実費 限度額11,000(第6学年)		実費 限度額8,800(第3学年)		○	○
オンライン学習通信費	実施状況により月額1,200 限度額14,000				○	○

注1 市立学校に在学する場合の学校給食費は、就学援助費から、直接学校給食費へ充当します。

注2 治療のため医療機関を受診する際には医療券が必要ですので、必ず受診前に学校へ医療券の交付を申請してください。

### 3 申請方法・必要書類 ※生活保護受給者(要保護者)は申請不要です。

- ◆ 申請書の配布場所 お子さんが在学する学校, 又は学校管理課(市ホームページからも印刷できます。)
- ◆ 必要書類の提出先 お子さんが在学する学校へ提出してください。  
(1校につき1枚提出。兄弟・姉妹で在籍校が異なる場合, それぞれの学校に提出してください。)
- ◆ 必要書類

- (1) 「準要保護児童生徒認定申請書」(表面のみ記入) ※全員提出
- (2) 収入額が分かる書類(課税証明書, 所得証明書, 源泉徴収票等)

※以下の表の①～④に該当する場合には, 該当者分を提出してください(該当する場合のみ提出)。

		令和6年5月31日までの申請		令和6年6月1日以降の申請	
		以下の方の令和4年分(R4.1.1～12.31)の収入額が分かる書類(成人及び収入のある未成年分)を提出		以下の方の令和5年分(R5.1.1～12.31)の収入額が分かる書類(成人及び収入のある未成年分)を提出	
①市外から水戸市立の小・中・義務教育学校に通学している場合		・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分		・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	
②市外から水戸市に転入した方	転入日	R6.1.2以降	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	
		R5.1.2～R6.1.1	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	不要	
		R5.1.1以前	不要	不要	
③生計同一の別居家族が市外にいる場合		・生計同一の別居家族分		・生計同一の別居家族分	
④申請書下部「同意書」欄の記載内容(市教委による住民基本台帳等の閲覧)に同意しない方		・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分		・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	

### 4 認定方法等

収入額等による判定を行った後, 認定結果については, 学校を通じてお知らせします。(状況に応じて, 追加で必要な書類の提出等を求める場合があります。)

なお, 以下のとおり, 認定月は申請日によって変更となりますので御注意ください。

- ① 令和6年5月31日までの申請は, 令和6年4月から認定開始となります。
- ② 令和6年6月1日以降の申請は, 申請日の属する月から認定開始となります。

### 5 就学援助費の支給

原則, 年3回(7, 12, 3月)支給します。

支給日や支給内容等の詳細については, 学校からの通知を御確認ください。

### 6 お問い合わせ先

水戸市教育委員会事務局 教育部 学校管理課 学事係  
〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所3階  
TEL:029-306-8673 FAX:029-306-8693